

平成 18 年 5 月 15 日

各 位

会社名 アイカ工業株式会社
代表者名 代表取締役社長 渡辺 修
(コード番号 4206 東証・名証第一部)
問合せ先 財務管理部担当 阿久根 善裕
(052 - 409 - 8261)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 5 月 10 日開催の取締役会において、平成 18 年 6 月 23 日開催予定の第 106 回定時株主総会に、下記のとおり定款一部変更について付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 平成 17 年 7 月 7 日、合併により清須市となりましたので、本店所在地を「愛知県西春日井郡新川町」から「愛知県清須市」に変更するものであります。(変更案第 3 条)
- (2) 平成 17 年 2 月 1 日に「電子公告制度の導入のための商法等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 87 号) が施行され、電子公告制度が導入されました。これに伴い、公告閲覧の利便性の向上を図るため、当社の公告方法を電子公告に変更するとともに、やむを得ない事由により電子公告をすることができない場合の措置を定めるものであります。(変更案第 5 条)
- (3) 監査体制の強化を図るため、監査役の定員枠を 4 名から 5 名に変更するものであります。(変更案第 32 条)
- (4) 平成 18 年 5 月 1 日に「会社法」(平成 17 年法律第 86 号) が施行されたことに伴い、次のとおり定款を変更するものであります。
会社法第 326 条第 2 項および会社法第 214 条の規定に従い、定款に定めがあるとみなされる事項を新設するものであります。(変更案第 4 条)(変更案第 7 条)
会社法第 189 条第 2 項の規定に従い、単元未満株主の権利を定めるため、新設するものであります。(変更案第 10 条)
株主総会の招集地を明確にするため、定款に定めるものであります。(変更案第 15 条)
会社法第 310 条第 5 項および会社法施行規則第 63 条第 5 項の規定に従い、株主総会における代理人による議決権の行使について、代理権を証明する方法および代理人の数を明確にするため変更するものであります。(変更案第 20 条)

「会社法施行規則」(平成18年法務省令第12号)第94条および第133条第3項ならびに「会社計算規則」(平成18年法務省令第13号)第161条第4項および第162条第4項の規定に従い、株主総会参考書類等のインターネット開示を可能とするため、新設するものであります。(変更案第21条)

会社法第370条の規定に従い、必要が生じた場合に書面または電磁的方法により取締役会の決議を機動的に行うことができるよう新設するものであります。(変更案第29条)

会社法第427条第1項の規定に従い、広く人材の登用を可能とするため、社外取締役および社外監査役との間に責任限定契約を締結することができるようにするものであります。(変更案第31条)(変更案第37条)

上記のほか、会社法に基づく規定の新設、削除、文言の変更を行うものであります。

(5)現行定款の規定を全般的に見直し、条文の整備および字句の修正などを行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。(下線部分は変更箇所を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
第1条～第2条 (省 略)	第1条～第2条 現行どおり
(本店の所在地)	(本店の所在地)
第 3 条 当社は本店を愛知県西春日井郡新川町に置く。	第 3 条 当社は本店を愛知県清須市に置く。
(新 設)	(機 関)
	第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。
	(1) 取締役会
	(2) 監査役
	(3) 監査役会
	(4) 会計監査人
(公告の方法)	(公告方法)
第 4 条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する。	第 5 条 当社の公告方法は、 <u>電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(発行する株式の総数)</p> <p>第 5 条 当社の発行する株式の総数は、1 億 1,657 万 7,000 株とする。ただし、<u>株式の消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減ずる。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(取締役会決議による自己株式の買受け)</p> <p>第 6 条 当社は、<u>商法第 2 1 1 条ノ 3 第 1 項第 2 号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</u></p> <p>(1 単元の株式の数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第 7 条 当社の <u>1 単元の株式の数</u>は 100 株とする。 当社は、<u>1 単元の株式の数に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)</u>に係る株券を発行しない。ただし、<u>株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第 6 条 当社の発行可能株式総数は、1 億 1,657 万 7,000 株とする。</p> <p>(株券の発行)</p> <p>第 7 条 <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p>第 8 条 当社は、<u>会社法第 1 6 5 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>(単元株式数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第 9 条 当社の <u>単元株式数</u>は 100 株とする。 当社は、<u>第 7 条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</u></p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第 1 0 条 <u>当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)</u>は、<u>その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u></p> <p>(1) <u>会社法第 1 8 9 条第 2 項各号に掲げる権利</u></p> <p>(2) <u>会社法第 1 6 6 条第 1 項の規定による請求をする権利</u></p> <p>(3) <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p> <p>(4) <u>次条に定める請求をする権利</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(単元未満株式の買い増し)</p> <p>第 8 条 当社の<u>単元未満株式を有する株主 (実質株主を含む。以下同じ。)</u>は、株式取扱規程に定めるところにより、その単元未満株式と併せて<u>1 単元の株式の数となるべき数の株式を売り渡すべき旨を請求することができる。</u></p> <p>(名義書換代理人)</p> <p>第 9 条 当社は<u>株式につき名義書換代理人を置く。</u> <u>名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定し、これを公告する。</u> <u>当社の株主名簿 (実質株主名簿を含む。以下同じ。) および株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、質権の登録および信託財産の表示またはこれらの抹消、株券の交付、届出の受理、株券喪失にかかる手続き、単元未満株式の買い取りおよび買い増し、実質株主通知の受理、その他株式に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当社においてこれを取扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第 10 条 <u>株券の種類、株式の名義書換、質権の登録および信託財産の表示またはこれらの抹消、株券の再発行、届出の受理、株券喪失にかかる手続き、単元未満株式の買い取りおよび買い増し、実質株主通知の受理、その他株式に関する事項については、取締役会で定める株式取扱規程による。</u></p>	<p>(単元未満株式の買い増し)</p> <p>第 11 条 当社の<u>株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</u></p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第 12 条 当社は、<u>株主名簿管理人を置く。</u> <u>株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</u> <u>当社の株主名簿 (実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備え置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてこれを取扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第 13 条 <u>当社の株式に関する取扱いおよびその手数料については、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(基準日)</p> <p><u>第11条 当社は毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</u></p> <p><u>本定款に定めのある場合のほか、必要があるときは取締役会の決議により、あらかじめ公告して、基準日を定めることができる。</u></p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p><u>第12条 定時株主総会は毎年6月に招集し、臨時株主総会は必要に応じてこれを招集する。</u></p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(招集者および議長)</p> <p><u>第13条 株主総会は法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき、取締役社長が招集し、その議長となる。</u></p> <p>(招集者および議長の順序)</p> <p><u>第14条 前条の場合において取締役社長事故あるときは、取締役会であらかじめ定めた順序により他の取締役これにあたる。</u></p>	<p style="text-align: center;">(削除)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第14条 (現行どおり)</p> <p>(招集地)</p> <p><u>第15条 当社の株主総会は、本店所在地またはその隣接地において招集する。</u></p> <p>(定時株主総会の基準日)</p> <p><u>第16条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</u></p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第17条 (現行どおり)</p> <p>(招集権者および議長の順序)</p> <p>第18条 前条の場合において取締役社長に事故あるときは、取締役会であらかじめ定めた順序により他の取締役がこれにあたる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(決 議)</p> <p>第 1 5 条 株主総会の決議は法令に別段の定めがある場合のほか出席株主の議決権の過半数をもってこれを決する。</p> <p>商法第 3 4 3 条に定める特別決議は、<u>総株主</u>の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上で行う。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第 1 6 条 株主またはその法定代理人は当会社の議決権を有する他の株主を代理人としてその議決権を行使することができる。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(議事録)</p> <p>第 1 7 条 株主総会の議事については、その経過の要領および結果を議事録に記載し議長ならびに出席した取締役これに記名捺印して会社に備え置くものとする。</p>	<p>(決議の方法)</p> <p>第 1 9 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>会社法第 3 0 9 条第 2 項に定める決議は、<u>議決権</u>を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第 2 0 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第 2 1 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(議事録)</p> <p>第 2 2 条 株主総会の議事については、その経過の要領および結果ならびにその他法令に定める事項を議事録に記載または記録して会社に備え置くものとする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(員数および選任)</p> <p>第 1 8 条 当社の取締役は 1 2 名以内とする。 (新 設)</p> <p><u>取締役の選任については、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって決する。</u></p> <p><u>取締役の選任については、累積投票によらないものとする。</u></p> <p>(任 期)</p> <p>第 1 9 条 取締役の任期は、<u>就任後 1 年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>増員として選任された取締役または任期の満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第 2 0 条 取締役会は取締役会長、取締役社長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役を定めることができる。</p> <p><u>代表取締役は取締役会の決議で定める。</u></p> <p><u>代表取締役は各自会社を代表し、取締役会の決議により業務を執行する。</u></p> <p>(相談役、顧問)</p> <p>第 2 2 条 取締役会において必要と認めるときは、相談役、顧問をおくことができる。</p>	<p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(員数および選任)</p> <p>第 2 3 条 (現行どおり)</p> <p><u>取締役は、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p><u>取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>— (現行どおり)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第 2 4 条 取締役の任期は、<u>選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>(現行どおり)</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第 2 5 条 <u>取締役会は、その決議により代表取締役を選定する。</u></p> <p><u>取締役会は、その決議により取締役会長、取締役社長各 1 名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(相談役、顧問)</p> <p>第 2 6 条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の招集)</p> <p>第21条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の場合はこれを短縮することができる。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(取締役会の招集)</p> <p>第27条 (現行どおり)</p> <p><u>取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u></p> <p>(取締役会の決議)</p> <p>第28条 <u>取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</u></p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第29条 <u>当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第30条 <u>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(社外取締役の責任免除)</p> <p>第31条 <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項に規定する社外取締役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>(員数および選任)</p> <p>第 2 3 条 当社の監査役は 4 名以内とする。 (新 設)</p> <p><u>監査役の選任については、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって決する。</u></p> <p>(任 期)</p> <p>第 2 4 条 監査役の任期は、就任後 4 年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p><u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p>(常勤の監査役および常任監査役)</p> <p>第 2 5 条 監査役は互選をもって常勤の監査役を定める。 <u>前項のほか、監査役は互選をもって常任監査役を定めることができる。</u></p> <p>(監査役会の招集)</p> <p>第 2 6 条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日の 3 日前までに発するものとする。ただし、緊急の場合はこれを短縮することができる。 (新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>(員数および選任)</p> <p>第 3 2 条 当社の監査役は 5 名以内とする。 <u>監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p><u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第 3 3 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(常勤の監査役)</p> <p>第 3 4 条 監査役会は、その決議により常勤の監査役を選定する。 (削 除)</p> <p>(監査役会の招集)</p> <p>第 3 5 条 (現行どおり)</p> <p><u>監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> <p>(監査役の報酬等)</p> <p>第 3 6 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	(社外監査役の責任免除)
	<p><u>第37条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項に規定する社外監査役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>
(新 設)	<u>第6章 会計監査人</u>
(新 設)	(会計監査人の選任)
	<p><u>第38条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</u></p>
(新 設)	(会計監査人の任期)
	<p><u>第39条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</u></p>
<u>第6章 計 算</u>	<u>第7章 計 算</u>
(営業年度)	(事業年度)
<p><u>第27条 当社の営業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとし、その末日に決算を行う。</u></p>	<p><u>第40条 当社の事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。</u></p>
(利益配当金)	(剰余金の配当の基準日)
<p><u>第28条 利益配当金は毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に支払うものとする。</u></p>	<p><u>第41条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(中間配当)</p> <p>第29条 <u>当社は取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し、商法第293条の5の規定による金銭の分配(中間配当という。)をすることができる。</u></p> <p>(除斥期間)</p> <p>第30条 <u>利益配当金および定款第29条の中間配当金は、その支払開始の日から満3年を経過した後は、会社はその支払いの義務を免れる。</u></p> <p>(新 設)</p>	<p>(中間配当)</p> <p>第42条 <u>当社は、毎年9月30日を基準日として、取締役会の決議によって、中間配当を行うことができる。</u></p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第43条 <u>配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</u></p> <p><u>前項の配当財産には利息をつけない。</u></p>

以 上